

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度							
前 年 度	1	3,893	2,605	6,498	1,276	7,774	
比 較	1	3,893	2,605	6,498	1,276	7,774	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)
	本 年 度									
	前 年 度	161	45				156			12
	比 較	161	45				156			12
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	子 ども 手 当 (千円)
	本 年 度									
	前 年 度			916	455	89	771			
	比 較			916	455	89	771			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	3,893	給料改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	3,893	他会計への転出による減 3,893千円	職員の異動状況 本年度 0人 前年度 1人 比較 1人
職 員 手 当	2,605	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	2,605	職員の減による	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		行 政 職	労 務 職
28年1月1日現在	平均給料月額(円)	329,000	
	平均給与月額(円)	363,550	
	平均年齢(歳)	39.8	
27年1月1日現在	平均給料月額(円)	323,100	
	平均給与月額(円)	357,650	
	平均年齢(歳)	38.8	

イ 初任給

区 分	行政職(円)	労務職(円)	国 の 制 度	
			行政職(円)	労務職(円)
高 卒 分	145,900		144,600	
大 卒 分	167,600		176,700	

工 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		
			行 政 職	労 務 職	
本 年 度	職 員 数 (A)(人)				
	昇給に係る職員数 (B)(人)				
	昇給に伴う増加分	号給(人)			
		号給(人)			
		号給(人)			
		号給(人)			
	比 率 (B)/(A)(%)				
前 年 度	職 員 数 (A)(人)	1	1		
	昇給に係る職員数 (B)(人)	1	1		
	昇給に伴う増加分	4号給(人)	1	1	
		号給(人)			
		号給(人)			
		号給(人)			
	比 率 (B)/(A)(%)	100.0	100.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	1.970	2.120	4.090	有	
前 年 度	1.895	2.045	3.940	有	
国 の 制 度	2.025	2.175	4.200	有	

カ 定年退職及び勤奨退職に係わる退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	25.55625	34.58250	49.59000	49.59000	国と同じ	
国 の 制 度 (支給率等)	25.55625	34.58250	49.59000	49.59000	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		行 政 職	労 務 職
給料総額に対する比率(%)			
支給対象職員の比率(%) (28年1月1日現在)			
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	異	交通用具利用者 2,250円～24,500円